

インターネット関連トラブルに 気をつけましょう！

市の「消費生活相談窓口」でも、今年度の相談件数は昨年度より増加しそうなペースです。最近は若者がインターネットでトラブルに遭うことが増えています。皆さんもご家族で一度、消費生活について話し合ってみてください。

最近多い相談は、「**出会い系サイト**」「**フィッシング詐欺**」「**ネット通販**」「**架空請求**」などです。



通信販売のトラブルが増えています。

店舗に行かなくても手軽に商品が購入できる通信販売を利用する人が増えていますが、実はたくさんのトラブルが起きています。購入の際は十分気をつけましょう。

よくあるトラブル

- ・商品が届かない
- ・偽物や不良品が届いた
- ・初回限定の低価格につられて購入したら、実は定期購入の契約だった
- ・返品できない

こんなお店には注意！

- ・他のお店に比べて極端に安い
- ・支払い方法が「銀行振り込み(前払い)」しか選べない
- ・会社所在地が番地まではっきり書かれていない
- ・連絡先がフリーメール、携帯電話の番号になっている



広告には、消費者の得になることは大きく、都合の悪いことは小さく表示されていることがあります。

通販での返品ルールは、業者によってさまざまです。「自己都合返品の送料はお客様負担」「不良品以外の返品は不可」など、返品に関する規約などは必ず事前に確認してから購入しましょう。



「クーリング・オフ」は “何でも解約可能”ではありません！

広く認知されるようになってきたこの言葉。簡単に「何でも解約できる」と思っていますか？

意図しない契約をしてしまった消費者にとっては大変助けになる制度ですが、どんな契約でも無かったことにできるわけではありません。

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち性が高い勧誘による契約、マルチ商法、特定継続的役務（エステ、結婚相手紹介サービスなどの長期契約）に

は適用されますが、通常の店舗での購入やテレビショッピング、ネット通販などの通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。

本来一度してしまった「契約」は、一方的に解約できるものではありません。事前にしっかりと契約内容を確認しましょう。

ただし、契約条件によっては返品できる可能性があるため、困ったときはご相談ください。

< 相談事例 >

1. 出会い系サイト

出会い系サイトで女性と知り合った。「会うためにはポイントが必要」と課金を勧められ、クレジットカード会社から60万円の支払い請求が来てしまった。結局、やりとりは沢山しているのに、直接会うことができていない。

対策

契約内容や料金などを確認してから登録しましょう。登録は無料でも、メールの送受信などに有料のポイントを必要とするサイトには注意しましょう。



2. フィッシング詐欺



SMS (ショートメールサービス) で銀行から「不正利用されているから確認するように」と連絡が来た。メール内に記載されたリンク先をクリックしてID、パスワードなど個人情報を入力してしまった。

対策

偽装サイトでないことを確かめましょう。見た目はそっくりなので、正式な企業名やサイト名を確認しましょう。個人情報を入力するときは、注意しましょう。

3. ネット通販

インターネットで洋服を注文した。お金は支払ったのに、商品が届かない。お店にメールで問い合わせたが、返信がない。電話をしてもつながらない。住所は掲載されていなかった。

対策

前払い取引には注意しましょう。注文時の画面や業者からのメールは保存や印刷しておきましょう。



「困ったとき」にはすぐ相談！

問 消費者ホットライン ☎ 188 (局番なし)
問 いなべ市消費生活相談窓口 ☎ 86-7833 (商工観光課内)



社会経験の乏しい若者がターゲットにされています！

未成年者は保護者の同意を得ずに契約した場合、「未成年者契約取消権」があるため、解約することが可能です。そのため業者は、成人して間もない人間を狙います。※2022年4月1日から18歳を「成年」(成人) とするため、業者の狙いが18歳以上 (特に18~22歳程度) の若者に集中することが懸念されています。

